

# 委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(業務スケジュール管理表)**

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### **(W e b会議【発注者指定型】)**

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(W e b検査【発注者指定型】)**

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。
- 2 W e b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)**

- 第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### **(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)**

- 第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouuu/>

#### **(本業務の特記仕様事項)**

**第12条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 別紙「R 7 徳島　徳島小松島港（万代中央地区）　徳・万代5　陸こう修繕設計業務　特記仕様書」による。

## 陸こう修繕設計業務 特記仕様書

### 1. 業務目的

「万代中央ふ頭にぎわいづくり構想」が改訂されたことをうけ、災害時の対応の検討が必要であり、陸閘の管理・操作において、地震・津波発生時に陸閘の無理な閉鎖により人的被害があつてはならないと明記されている。

そこで、本業務は、万代中央ふ頭への出入口となる既存の陸閘について、防災上の観点から出入口となる陸閘の撤去（陸閘をオーバーパス）の可能性を検討（概略的な設計）するものである。

撤去可能となつた場合は、別業務における、予備設計、詳細設計などの段階への基礎的な資料とする。

なお、撤去（陸閘をオーバーパス）の検討は北側・南側出入口の各1箇所を想定する。

また、陸閘（No.50、51）について、倉庫利用者が変更したことから、陸閘形式、施工手順を再度検討し、修繕設計を行う。

### 2. 業務内容

#### 2.1 設計計画

業務の目的・主旨を十分把握したうえで、業務を円滑に遂行するための技術の方針および検討項目毎の工程計画を策定し、業務計画書を作成する。

#### 2.2 資料収集・整理

本業務に関する既存資料（港湾台帳、測量図面、陸閘台帳、点検記録、公図など）について収集整理を行う。

#### 2.3 現地踏査

収集整理した資料を基に現地踏査を行い、現地施設の状況、近接構造物、土地利用状況、占用物件、施設の利用形態などを把握し、施工の観点からの現場特性や支障物件などについて整理する。

#### 2.4 技術的可能性の検討

- (1) 既存陸閘の撤去方法の検討
- (2) 適用する基準の検討
- (3) オーバーパスに必要となる構造物や影響範囲の検討
- (4) 概算費用（百万円単位）
- (5) 説明資料等作成及び占用施設への聞き取り調査補助
- (6) 関係者への説明資料の作成
- (7) その他、協議、指示のあつたもの

#### 2.5 陸閘（No.50、51）修繕設計

既存設計を基に、設計条件の抽出、陸閘形式、施工手順を再度検討し、設計図面・数量計算書を作成すること。

既存業務名：H29徳土 徳島小松島港海岸他（沖洲地区他） 徳・南沖洲4他  
樋門陸閘等修繕設計業務

## **2.6 照査**

仕様書に基づく検討項目、計画内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

## **3. 報告書作成**

業務の目的と本仕様書を踏まえ、検討内容をとりまとめた報告書を作成する。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・ 報告書(紙媒体:A4チューブファイル綴じ) 1部
- ・ 電子成果品(電子媒体) 2部(正副1部)

## **4. 打合せ協議**

本業務を適正かつ円滑に実施するために、次の内容で実施する。

- ・ 業務着手時 1回
- ・ 中間打合せ 1回
- ・ 成果納品時 1回